

令和3年第1回広尾町議会臨時会 第1号

令和3年1月26日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 教育行政報告
- 5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 6 議案第1号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第14号）について

○出席議員（13名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂
5番 北藤 利通	6番 志村 國昭
7番 星加 廣保	8番 山谷 照夫
9番 渡辺 富久馬	10番 小田 雅二
11番 旗手 恵子	12番 浜頭 勝
13番 堀田 成郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	山 崎 勝 彦
兼 出 納 室 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長	齊 藤 美 津 雄
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香 子
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	山 岸 雄 一
併 総 務 課 主 幹	木 幡 幸 雄
企 画 課 長	雄 谷 幸 裕
企 画 課 長 補 佐	及 川 隆 之
住 民 課 長	西 脇 秀 司

住 民 課 長 補 佐	佐 藤	直 美
住 民 課 長 補 佐	楠 本	直 美
住 民 課 長 補 佐	山 崎	義 和
兼 住 民 課 長 補 佐	佐 藤	清 美
保 健 福 祉 課 長	宝 泉	大
兼老人福祉センター所長	宝 泉	大
地域包括支援センター長	村 上	洋 子
健康管理センター長	佐 藤	清 美
保健福祉課子育て支援室長	浜 頭	清 美
兼子育て世代包括支援センター長	佐 藤	清 美
認定こども園ひろお保育園長	道 田	尚 まゆみ
認定こども園ひろお保育園副園長	成 田	成 まゆみ
兼 豊 似 保 育 所 長	金 石	輝 義
特別養護老人ホーム所長	金 石	輝 義
兼養護老人ホーム所長	平	浩 則
農 林 課 長	平	浩 則
兼 町 営 牧 場 長	室 谷	直 宏
水産商工観光課長	前 田	憲 一
建設水道課長	北 藤	盛 通
建設水道課主幹	前 田	憲 一
兼下水終末処理センター長	森 谷	伸 亨
港 湾 課 長	安 岡	伸 弘
港 湾 課 長 補 佐		

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅 原	康 博
管 理 課 長	山 岸	直 宏
管 理 課 長 補 佐	山 畑	裕 貴
学校給食センター所長	山 岸	達 也
社 会 教 育 課 長	小 川	浩 司
兼 図 書 館 長	小 川	浩 司
兼 海 洋 博 物 館 長	小 川	浩 司

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	今 村	弘 美
併 事 務 局 長	平	浩 則

事 務 局 次 長 寺 井 真

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 石 晃 基
事 務 局 次 長	保 坂 一 也
総 務 係 主 事	西 村 萌

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

1、議長（堀田） ただいまから、令和3年第1回広尾町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

1、議長（堀田） 本臨時会には、町長から承認1件、議案1件を受理しております。

次に、説明員ですが、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった当該関係者の出席を求めています。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、前崎茂議員、10番、小田雅二議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

1、議長（堀田） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間とすることに決しました。

◎日程第3 行政報告

1、議長（堀田） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 令和3年第1回臨時会にご参集をいただきまして、ありがとうございます。

行政報告を行います。

昨年の12月定例会以降、2件の火災が発生しておりますので、その発生状況についてご報告いたします。

1件目の火災につきましては、令和2年12月15日午後6時頃、字トヨイベツにおきまして、木造平家建て約374平方メートルの搾乳舎にある暖房用ボイラー1基を焼く建物火災が発生しております。消防職員9名、車両3台が出動し、同日午後6時37分に鎮火しております。

この火災で近隣への延焼及び死傷者の発生はともになく、出火原因は不明で、焼損程度はぼやであります。

2件目の火災につきましては、令和2年12月16日午後零時30分頃、紋別11線73において、敷地内の枯れ草約2,700平方メートル及び伐採した樹木、廃材等を焼損し、使用されていない牛舎等を焼く建物火災が発生しております。消防団員、職員合わせて40名、車両10台が出動し、同日午後1時48分に鎮火しております。

この火災で住人1名が消火の際に煙を吸ったことにより負傷し、大樹消防署の救急車で帯広市内の医療機関へ搬送されております。

この火災による近隣への延焼はなく、出火原因は住人による屋外でのごみ焼きで、焼損程度は部分焼であります。

以上で、行政報告を終わります。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第4 教育行政報告

1、議長（堀田） 日程第4、教育行政報告を行います。

教育長から教育行政報告の申出がありますので、発言を許します。

菅原教育長、登壇願います。

1、教育長（菅原） 2件について教育行政報告をさせていただきます。

初めに、1点目であります。

スクールバスの接触事故についてであります。

1月21日木曜日午後3時36分頃、広尾中学校敷地内におきまして、音調津線を運行するスクールバスが左斜め後方に後退したところ、生徒を迎えに来た母親の運転する乗用車に接触する事故が発生をいたしました。乗用車はバスの後退に気づきましたが、避け切れず事故に至ったものであります。

事故当時、スクールバスには生徒1名が乗車しておりましたが、生徒及び双方の車両の運転手及び同乗者にけがはございませんでした。

双方の車両の被害額等については、まだ確定をしておりませんが、近日中に和解が成立する見込みとなっております。

なお、音調津線の運行につきましては、現在、別の車両において運行を行っており、児童生徒の登下校には支障はございません。

今後このようなことが起きないように、十分注意喚起をしてまいりたいと考えております。

次に、2点目であります。

小学生女子児童の捜索についてであります。

1月22日金曜日午後6時30分頃、広尾警察署から広尾小学校へ通報がございまして、2年生の女

子児童の捜索願が出ているということでもあります。急遽、学校職員、教育委員会職員、町職員が広尾小学校に集合し、捜索活動を開始したところであります。また、PTA三役を初めとする保護者、消防署員、消防団員などの関係者の皆様にも多大なるご協力をいただいたところでございます。

女子児童は、放課後、友人宅に遊びに行き、保護者の迎えを待たずに別の友人宅に行き、そのまま友人宅のベッドで寝てしまい、消息不明となったものであります。幸いにして午後9時5分頃、警察により女子児童の無事が確認できたところでございます。

学校管理外で起きた事案ではありますが、今後、安全を期するため、外出先の報告や保護者の送迎、連絡体制などを徹底してまいりたいと考えております。

以上、教育行政報告といたします。

1、議長（堀田） 以上で、教育行政報告を終わります。

◎日程第5 承認第1号

1、議長（堀田） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事件を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

専決処分書であります。

本件につきましては、12月の定例会において行政報告をいたしました町内飲食店における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援の関係でありまして、事業の詳細が固まりましたので、地方自治法の定めにより専決処分をしたものであります。

専決処分の内容であります、令和2年度広尾町一般会計補正予算（第13号）についてであります。

専決処分の理由であります。広尾町商工会が行う、ひろお飲食店「新しい生活様式」導入支援金に対する補助について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分させていただきました。

処分日につきましては、令和2年12月16日であります。

3ページの令和2年度広尾町一般会計補正予算（第13号）であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ405万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ84億7,759万6,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正でありまして、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次のページの補正の歳入であります。

14款2項国庫補助金は、事業の財源として新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を充当するものであります。

次、歳出であります。

6款1項商工費405万円の追加は、商工業振興事業補助金でありまして、感染予防対策を講じた飲食店に対し、10万円を限度額として40件を見込み、事務費5万円を計上したものであります。

以上で、提案理由とさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決しました。

◎日程第6 議案第1号

1、議長（堀田） 日程第6、議案第1号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第14号）についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第1号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第14号）について提案説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容であります。新型コロナウイルスワクチンの接種に係る費用の追加であります。

新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、町民の皆さんの命と健康を守り、あわせて社会経済活動との両立を図っていくため、国が指導的な役割を担いながら、都道府県、市町村、各医療機関が連携し、総力を挙げて感染防止対策に取り組むものであります。実際のワクチン接種に当たりましては、ワクチンが実用化されたときに市町村が迅速かつ適切に行うものであり、全町民が接種を受けることができるよう、その体制を整えるものであります。

それでは、議案6ページでありますが、令和2年度広尾町一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ365万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ84億8,124万6,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次に、補正の歳出から説明を申し上げます。

事項別明細書をお願いいたします。補正予算第14号の事項別明細書であります。

4ページであります。

4款1項3目予防費307万8,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を行うための準備費用でありまして、ワクチン接種券の印刷製本費、通信運搬費、システム改修委託料及び医療従事者のワクチン接種委託料等であります。また、2月から1名任用いたします予防接種に係る事務を行う会計年度任用職員の人件費の追加であります。続きまして、6目であります。国民健康保険病院費148万3,000円の追加につきましては、国保病院のPCR検査機器の導入の運営交付金であります。

次に、補正の歳入であります。

同じ事項別明細書3ページであります。

14款2項1目総務費国庫補助金148万3,000円の追加は、PCR検査機器の導入に係る地方創生臨時交付金であります。3目衛生費国庫補助金216万7,000円の追加は、ワクチン接種の準備費用に係る補助金であります。

詳細につきまして、担当より補足説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、議案第1号についての提案理由とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

佐藤健康管理センター長。

1、健康管理センター長（佐藤） それでは、議案資料の1ページ目をお開きください。

この資料は12月18日に行われた厚生労働省の自治体説明会を参考に作成したものですので、今後、ワクチンの承認時期などにより変更があることが想定されますので、ご了承ください。

まず、概要についてです。

1、実施体制については、国の指示の下、都道府県の協力により市町村において予防接種を実施するものです。詳細については、後ほど資料をご覧ください。

2ページ目をお願いします。

ワクチンについてです。現時点では3社が予定されておりまして、接種回数は1人2回で、接種間隔はファイザー社の場合には21日後に2回目の接種となります。

3番目、接種方法・場所についてですが、ワクチンの供給が一度に約1,000回分、町村に引き渡さ

れますので、集団接種が予定されておりますが、町内医療機関と調整をして今後お知らせしたいと思っております。

4番目、接種に関する費用、支払い及び管理については、今回の予防接種について本人の費用負担はございません。

次に、3ページ目をお願いいたします。

5、接種スケジュール、こちらはイメージを図にしております。今後ワクチンの入荷が順調に進行した場合のスケジュールになりますので、ご了承ください。

縦軸に区分として接種優先順位者順に番号で区分しております。2月下旬から開始予定の医療従事者が優先接種にまなります。それ以降、町民が接種を受けるためには接種券が必要となりますので、まず65歳以上の高齢者に対して3月中に個別発送をする予定です。

国からワクチンが配分された後、接種予約をしていただいて、ワクチン接種となる予定であります。ですので、ワクチンの各町村への配付が決まってからの予約になりますので、随時、防災無線やホームページなどによる周知や関係機関などと連携して、町民の皆様にお知らせしていきたいと思っております。

高齢者以外の町民の皆様については、4月以降にまず接種券を個別配送いたします。このほか接種に関してのお知らせについては、広報やホームページで周知するとともに、健康管理センターに相談専用電話を配置して対応したいと考えております。

以上です。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

申し上げます。本案については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することいたします。

これより審議に入ります。

本案に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎議員。

1、4番（前崎） 2、3確認をさせていただきたいのですけれども、ただいま新型コロナウイルスワクチンの接種事業についての説明がありましたけれども、この中で今回はファイザー社以下3社の接種ということなののですけれども、社によってそれぞれ違うかと思うのですけれども、例えばインフルエンザワクチンですと有効期間というのが3か月から4か月間と言われてますし、また、肺炎球菌、H i b ワクチン等では7年、8年という有効期間がそれぞれありますけれども、ワクチンによってそれぞれ有効期間というのが違ってまいりますけれども、ここで示されているそれぞれ3社のワクチン接種のいわゆる有効期間、それはどのように把握されているのか、ご説明いただきたいと思います。

また、このワクチンの接種に関しては、政府は国民の努力義務という形で規定しているというふうに認識をしているわけでありましてけれども、この間、各マスメディアでは接種に関する意識調査、

これらを独自にしております、特に副作用に対する不安といいますか、そういったものが20%前後ですけれども、慎重な姿勢を示している方もおられるということでもあります。このような、努力義務とはいえ任意性があるわけだと思うのですけれども、この辺の取扱いについてはどのように考えておられるのか、お答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 佐藤健康管理センター長。

1、健康管理センター長（佐藤） まず、1点目のワクチンの有効期限については、今まだ薬事承認の審査中ですので、はっきりしておりませんし、厚労省からも特段情報が入っておりません。

2点目の副反応については、今回、接種券と同時に配付させていただきますお知らせの中に、ワクチンを受けるにはご本人の同意が必要ですよということではっきり書かせていただいておりますので、希望される方に対してのみ接種をするということと、副反応等の健康被害がある場合には、予防接種法に基づいた対応をすることになっております。

以上です。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 接種を受ける側としては、この有効期間というのは一番肝腎要なところなのですけれども、それが私ども、報道の部分では一部言われておりますけれども、正確なところは示されておられませんし、そういった意味では、いずれにしても近いうちに厚労省からそういったことが示されると思うのですけれども、本当にリアルタイムに住民の方に説明をする、そういった体制をしくことが必要だと思いますし、あと、よく有効率といいますか、これもマスメディアの報道では、社によっては50%あるいは70%というようなことを言われておりますけれども、逆な言い方をすれば、ワクチンを接種しても50%なら50%は効かないということも言えると思うのです。この辺もやっぱり住民の方に、まだ国のほうから示されておらないとは思っているのですけれども、そういったものもきちっと周知をする必要があるかと思うのですけれども、その意味では、広報とかそういった部分については、かなり情報発信を送れますけれども、もっと早い段階で速やかに住民体制の周知、それはどのように考えておられるのか、併せてお答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 佐藤健康管理センター長。

1、健康管理センター長（佐藤） 先ほどお話ししたとおり、国のほうからまだ情報が入っておりませんけれども、情報が入り次第、防災無線、それから新聞折り込み等のチラシでも周知をしたいと思っております。

また、国でも有効性だとか副反応については十分周知するというふうに広報しておりますので、それに準じながら速やかに対応したいと思っております。

以上です。

1、議長（堀田） 小田議員。

1、10番（小田） 接種方法とか場所のところで、居住地以外の市町村でも受けることができますけれども、これはこれでいいと思うのですけれども、広尾でいわゆる音調津地区とか豊似とかそっち側のほうの遠隔地に住んでいる、例えば最初のスタートの75歳以上の人が自力で来られないという場合は、その辺の対応というのはどういうふうに考えているか教えてください。

1、議長（堀田） 佐藤健康管理センター長。

1、健康管理センター長（佐藤） 今、接種体制、方法については調整中ですので、今後お知らせしたいと思っております。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） 接種場所に関してなのですけれども、この事業に当たって物すごく大変なことだと思うのです。集団接種ということで今お話しされていましたが、他町村ではもう既にその準備だとかが始まっているというような報道等がありますけれども、我が町において接種場所をどのような場所で想定されているのかということが今の段階でイメージとしてあればお聞きしたいですし、また、他町村では、感染リスクを抑えるために動線の確保だとか、接種後に15分以上の待機が必要だとかという情報も出ておる中で、例えば廃校を利用したりだとか、そういう取組もされている報道がありますけれども、その辺のところのイメージがもしありましたら、お聞きしたいと思います。

1、議長（堀田） 佐藤健康管理センター長。

1、健康管理センター長（佐藤） ワクチンの性質上あちこちで接種することができませんので、現在、調整をしておりますのは、健康管理センターを使用した集団接種を調整しておりますが、まだ調整中ですので、決まりましたらご報告したいと思います。

以上です。

（「すみません。議長」の声あり）

1、議長（堀田） 佐藤健康管理センター長。

1、健康管理センター長（佐藤） 失礼しました。

感染防止対策については、健康管理センターのスペースがありますので、待機場所、それから接種場所を分離しながら接種を進められるように調整していきたいと思っております。

以上です。

1、議長（堀田） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第1号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第14号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

お諮りします。これをもって本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて令和3年第1回広尾町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時26分